

現行の危険物施設における泡消火設備の基準について

【泡消火設備の設置基準】

危険物の規制に関する政令第 20 条及び危険物の規制に関する規則第 33 条の規定に従い設置する必要がある。

表 1. 消火設備及び対象物の区分（危険物の規制に関する政令 別表第五（第二十条関係））

消火設備の区分		対象物の区分											
		建築物その他の工作物	電気設備	第一類の危険物		第二類の危険物			第三類の危険物		第四類の危険物	第五類の危険物	第六類の危険物
				アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの	その他の第一類の危険物	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらはいずれかを含有するもの	引火性固体	その他の第二類の危険物	禁水性物品	その他の第三類の危険物			
第1種	屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備	○			○			○	○			○	○
第2種	スプリンクラー設備	○			○			○	○			○	○
第3種	水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備	○	○		○			○	○			○	○
	泡消火設備	○			○			○	○			○	○
	不活性ガス消火設備		○					○				○	
	ハロゲン化物消火設備		○					○				○	
第3種	粉末消火設備	りん酸塩類等を使用するもの	○	○		○			○	○			○
		炭酸水素塩類等を使用するもの		○	○		○			○			
		その他のもの			○		○			○			
第4種又は第5種	棒状の水を放射する消火器	○			○			○	○			○	○
	霧状の水を放射する消火器	○	○		○			○	○			○	○
	棒状の強化液を放射する消火器	○			○			○	○			○	○
	霧状の強化液を放射する消火器	○	○		○			○	○			○	○
	泡を放射する消火器	○			○			○	○			○	○
	二酸化炭素を放射する消火器		○					○				○	
	ハロゲン化物を放射する消火器		○					○				○	
第4種又は第5種	消火粉末を放射する消火器	りん酸塩類等を使用するもの	○	○		○			○	○			○
		炭酸水素塩類等を使用するもの		○	○		○			○			
		その他のもの			○		○			○			
第5種	水バケツ又は水槽	○			○			○	○			○	○
	乾燥砂			○	○			○	○			○	○
	膨張ひる石又は膨張真珠岩			○	○			○	○			○	○

備考  
 一 ○印は、対象物の区分の欄に掲げる建築物その他の工作物、電気設備及び第一類から第六類までの危険物に、当該各項に掲げる第一種から第五種までの消火設備がそれぞれ適応するものであることを示す。  
 二 消火器は、第四種の消火設備については大型のものをいい、第五種の消火設備については小型のものをいう。  
 三 りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。  
 四 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。

表 2. 著しく消火困難な製造所等及びその消火設備（危険物規則第 33 条）

著しく消火困難な製造所等		設置する消火設備	
製造所・一般取扱所	高引火点危険物を 100℃未満の温度で取り扱うもの延べ面積 1,000㎡以上のもの	1種、2種又は3種(火災時煙が充満する恐れがある場所…2種又は移動式以外の3種の消火設備に限る) 4種及び危険物の所要単位の数値に達する能力単位の第5種消火設備。但し、1種、2種又は3種の消火設備の放射能力範囲には第4種消火設備を省略出来る。	
	その他 指定数量 100倍以上のもの(72条危険物を除く)*1 延べ面積 1,000㎡以上のもの 地盤面若しくは消火活動上有効な床面積から高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの*2 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一般取扱所*3	1種、2種又は3種(火災時煙が充満する恐れがある所…2種又は移動式以外の3種の消火設備に限る) 上記に加えて全共通事項	
屋内貯蔵所	軒高6m以上の平屋建てのもの 建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(令10条③)*4に該当するもの(引火性固体以外の第2種及び引火点が70℃以上の第4類の危険物除く)	2種又は移動式以外の3種の消火設備 上記に加えて全共通事項	
	その他 指定数量の150倍以上の危険物(72条危険物を除く)を貯蔵し、取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く) 倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で区画されているもの又は引火性固体以外の第2種若しくは引火点が70℃以上の第4類危険物をのみ貯蔵し又は取り扱うものを除く)	1種の屋外消火栓設備、2種、3種の屋外泡消火栓又は移動式以外の3種の消火設備 上記に加えて全共通事項	
屋外タンク貯蔵所	地中タンク(液体の危険物)	固定式の泡消火設備及び移動式以外の二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備 第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に5種消火設備を2個以上 上記に加えて全共通事項	
	海上タンク(液体の危険物)	固定式の泡消火設備及び水噴霧消火設備、移動式以外の二酸化炭素消火設備又はハロゲン化物消火設備。 第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に5種消火設備を2個以上 上記に加えて全共通事項	
	液体の危険物(第6類の危険物を除く)を貯蔵し、又は取り扱うもの*2 液表面積が40㎡以上のもの 高さが6m以上のもの	引火点70℃以上の第4類の危険物のみの場合	水噴霧消火設備又は固定式泡消火設備 第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に5種の消火設備を2個以上 上記に加えて全共通事項
		その他のもの	固定式泡消火設備 第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に5種の消火設備を2個以上 上記に加えて全共通事項
	固体の危険物を貯蔵し、取り扱うもの 指定数量の100倍以上のもの	硫黄のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備 上記に加えて全共通事項
その他のもの		固定式泡消火設備 上記に加えて全共通事項	
屋内タンク貯蔵所	液体の危険物(第6類の危険物を除く)を貯蔵し、又は取り扱うもの*2 液表面積が40㎡以上のもの 高さが6m以上のもの タンク専用室を平屋建て以外の建物に設けるもので、引火点が40℃以上70℃未満の危険物(タンク専用室以外の部分と開口のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く) 硫黄等を貯蔵し、取り扱うもの	引火点70℃以上の第4類の危険物のみの場合	水噴霧消火設備、固定式泡消火設備又は移動式以外の二酸化炭素・ハロゲン化物・粉末消火設備 上記に加えて全共通事項
		その他のもの	固定式泡消火設備又は移動式以外の二酸化炭素・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備 上記に加えて全共通事項
屋外貯蔵所	塊状の硫黄のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し又は取り扱うもので囲いの内部の面積が100㎡以上のもの(2以上の囲いがあるときは面積を合算する) 第2類の危険物の内引火性固体(引火点21℃未満のものに限る)又は第4類の危険物の内第1石油類又はアルコール類を貯蔵し又は取り扱うもの指定数量の100倍以上のもの	水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備 第1種、第2種又は第3種の消火設備(火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、第2種又は第3種の移動式以外の消火設備に限る)	
移送取扱所	移送取扱所	第1種、第2種又は第3種の消火設備(火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、第2種又は第3種の移動式以外の消火設備に限る)	
給油取扱所	1方のみが解放されている屋内給油所のうち上部に上階を有するもの	固定式泡消火設備 第5種消火設備を危険物の所要単位の数値の1/5以上となるように設置	
給油所	セルフ給油所	固定式泡消火設備(引火点40℃未満)を設置 4種消火設備(固定式泡消火設備の放射能力範囲外)を危険物を包含するように設置 5種消火設備を危険物の所要単位の1/5以上となるように設置	
作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の全部を包含することができないときは、当該危険物について第4種及び第5種消火設備を設置する。(5種の能力単位>=危険物の所要単位)			
*1:(72条危険物)第1類の危険物の内塩素酸塩類、過塩素酸塩類、若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの 第2類の危険物の内硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらいずれかを含有するもの及び 第5類の危険物の内硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するものうち火薬類に該当するもの			
*2:高引火点危険物(引火点が130度以上の第4類の危険物)のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く			
*3:当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く			
*4:当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く			

## 【泡消火設備の技術基準】

危険物の規制に関する規則に従い設置する。

(泡消火設備の基準)

**第三十二条の六** 第三種の泡消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。

- 一 固定式の泡消火設備の泡放出口等は、防護対象物の形状、構造、性質、数量又は取扱いの方法に応じ、標準放射量で当該防護対象物の火災を有効に消火することができるように、必要な個数を適当な位置に設けること。
- 二 移動式の泡消火設備の泡消火栓は、屋内に設けるものにあつては第三十二条第一号、屋外に設けるものにあつては第三十二条の二第一号の規定の例により設けること。
- 三 水源の水量及び泡消火薬剤の貯蔵量は、防護対象物の火災を有効に消火することができる量以上の量となるようにすること。
- 四 泡消火設備には、予備動力源を附置すること。ただし、第三十三条第一項第六号に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に同条第二項第一号に規定する基準により設置されるものにあつては、この限りでない。

(技術上の基準の委任)

**第三十八条の三** この章に定めるもののほか、消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準に関し必要な事項は、告示で定める。

# 【製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示】

(平成23年12月21日総務省告示第559号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)第38条の3の規定に基づき、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定めるものとする。

## 第2章 固定式の泡消火設備の基準

(定義)

第2条 この告示において、「I型の泡放出口」とは、屋根(浮き屋根を除く。)を有する屋外貯蔵タンク(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物規制令」という。)第11条第1項第1号の2に規定する屋外貯蔵タンク(危険物規制令第9条第1項第20号イにおいてその例による場合及びこれを危険物規制令第19条第1項で準用する場合を含む。)をいう。以下同じ。)のうち浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク以外のもの(以下「固定屋根式屋外貯蔵タンク」という。)において上部泡注入法(当該タンクの側板の上部に取り付けた泡放出口から当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面に泡を放出する方法をいう。以下同じ。)を用い、かつ、泡を当該タンクの側板の内面に沿って流下させない場合の泡放出口をいう。

2 この告示において、「II型の泡放出口」とは、固定屋根式屋外貯蔵タンク又は浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクにおいて上部泡注入法を用い、かつ、泡を当該タンクの側板の内面に沿って流下させる場合の泡放出口をいう。

3 この告示において、「III型の泡放出口」とは、固定屋根式屋外貯蔵タンクに底部泡注入法(当該タンクの下部に設置される泡放出口から当該タンクで貯蔵し、又は取り扱う危険物に泡を注入する方法をいう。以下同じ。)を用い、かつ、特殊ホース(送泡により伸張するホースで、その先端が当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面まで達し、かつ、泡を放出できるものをいう。以下同じ。)を用いない場合の泡放出口をいう。

4 この告示において、「IV型の泡放出口」とは、固定屋根式屋外貯蔵タンクに底部泡注入法を用い、かつ、特殊ホースを用いる場合の泡放出口をいう。

5 この告示において、「特型の泡放出口」とは、浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクにおいて上部泡注入法を用いる場合の泡放出口をいう。

(固定式泡放出口方式の基準)

第3条 固定式の泡消火設備のうち固定式泡放出口方式のもの(前条各項に規定する泡放出口を有するものをいう。以下同じ。)は、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の火災を有効に消火することができるように、泡放出口並びに泡放出口に付属する補助泡消火栓及び連結送液口を、この章に定めるところにより、設けなければならない。

(泡放出口の位置、構造及び設備)

第4条 I型の泡放出口の位置、構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 泡放出口は、タンクの直径に応じて、別表第1の下欄に掲げる個数以上の個数を設けること。
- 二 泡放出口は、タンクの側板の外面に均等の間隔で設けること。
- 三 泡放出口は、火災のときの加熱、地震のときの衝撃等による被害を受けるおそれがないように設けること。
- 四 第四類の危険物(水に溶けないものに限る。)を貯蔵し、又は取り扱うタンクに泡放出口を設ける場合にあっては、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面積に、危険物の区分に応じて別表第2の中欄に掲げる数値を乗じて得た量以上の量の泡水溶液(泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。)を、別表第1の下欄に掲げる個数(直径が24m未満の固定屋根式屋外貯蔵タンクに設ける泡放出口にあっては、1個とする。以下同じ。)で、別表第2の下欄に掲げる数値以上の放出率で有効に放出できるように設けること。
- 五 第四類の危険物(水に溶けないもの以外のものに限る。)を貯蔵し、又は取り扱うタンクに泡放出口を設ける場合にあっては、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面積に、別表第3の中欄に掲げる数値を乗じて得た量以上の量の泡水溶液を、別表第1の下欄に掲げる個数で、別表第3の下欄に掲げる数値以上の放出率で有効に放出できるように設けること。この場合において、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第4の下欄に掲げる係数又は別表第5に定める方法により算出した係数のいずれか(別表第4に掲げる危険物以外の危険物にあっては、別表第5に定める方法により算出した係数に限る。)を、別表第3の中欄及び下欄の数値にそれぞれ乗じること。
- 六 タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物から発生する蒸気が逆流するおそれがない構造とすること。
- 七 泡放出口から放出された消火に有効な泡が、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面全体を被覆するために有効な設備を設けること。

第5条 II型の泡放出口の位置、構造及び設備は、前条第1号から第6号までの規定の例によるほか、II型の泡放出口を設ける場合にあっては、泡放出口から放出された消火に有効な泡をタンクの側板の内面に沿って流下させ、当該泡がタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面全体を被覆するために有効な設備を設けなければならない。

第6条 III型の泡放出口の位置、構造及び設備は、第4条第1号から第4号までの規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 送泡管を設けること。
- 二 タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物が送泡管から逆流するおそれがない構造とすること。
- 三 III型の泡放出口は、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物が水に溶けないものであって、かつ、当該危険物の

温度が 50 度以下又は動粘度が 100 センチストークス以下である場合に限り、設置することができること。

第 7 条 IV型の泡放出口の位置、構造及び設備は、第 4 条第 1 号から第 5 号まで及び前条第 1 号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 送泡管の末端に、特殊ホースを接続すること。
- 二 特殊ホースは、使用時以外は、格納筒に収納すること、又は泡を放出することにより容易に離脱することのできるキャップを装着すること。
- 三 前号の格納筒を設ける場合にあっては、タンクの側板の下部に設けること。

第 8 条 特型の泡放出口の位置、構造及び設備は、第 4 条第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。この場合において、同条第 4 号中「液表面積」とあるのは、「第 8 条第 2 号に規定する間げきの投影面積」とする。

- 一 浮き屋根の浮き部分の上でタンクの側板から 1.2m 以上離れた位置に高さ 0.9m 以上の鋼製の泡せき板(泡放出口から放出された泡の流出を阻止でき、かつ、雨水を有効に排出する排水口を設けたものをいう。以下同じ。)を設けること。
- 二 タンクの側板と泡せき板との間げきに泡を注入するための設備を設けること。

(補助泡消火栓の基準)

第 9 条 補助泡消火栓は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 補助泡消火栓は、3 個(ホース接続口が 3 個未満のときは、その個数)のノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、4000 毎分以上で放射することができるように設けること。
- 二 補助泡消火栓は、防油堤の外側で有効に消火活動が行うことができる位置に、それぞれ 1 の補助泡消火栓に至る歩行距離が 75m 以下となるように設けること。
- 三 補助泡消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが 1.5m 以下の位置に設けること。
- 四 補助泡消火栓の泡放射用器具を格納する箱(以下「補助泡消火栓箱」という。)は、不燃材料で造られたものを用いるとともに、当該補助泡消火栓に至る歩行距離が 5m 以下であって、火災のとき容易に接近することができ、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。
- 五 補助泡消火栓の設置の標示は、次に定めるところによること。

イ 補助泡消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。ただし、開閉弁及びホース接続口を補助泡消火栓箱の内部に設けるものにあつては、その表面に「ホース格納箱」の表示に代えて、「消火栓」と表示することができること。

ロ 補助泡消火栓には、その直近の見やすい場所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

(連結送液口の基準)

第 10 条 連結送液口は、次の式により求めた数以上の数を、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「施行規則」という。)第 1 4 条第 1 項第 6 号の規定の例により設けなければならない。この場合において、同号中「送水口」とあるのは「送液口」と、「送水」とあるのは「送液」と、「スプリンクラー設備」とあるのは「泡消火設備」と、「スプリンクラー用送水口」とあるのは「泡消火設備用送液口」と、「送水圧力範囲」とあるのは「送液圧力範囲」とする。

$$N = A q / 800$$

N は、連結送液口の設置数

A は、タンクの最大水平断面積(単位  $\text{m}^2$ )

q は、別表第 2 の下欄に掲げる危険物の液表面積  $1 \text{ m}^2$  当たりの泡水溶液の放出率(単位  $\ell/\text{分}/\text{m}^2$ )

(フォームヘッド方式の基準)

第 11 条 固定式の泡消火設備のうちフォームヘッド方式のものは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 フォームヘッドは、防護対象物(消火設備によって消火すべき製造所等の建築物その他の工作物及び危険物をいう。以下この条において同じ。)の表面積(防護対象物が建築物の場合にあっては、床面積とする。以下同じ。)  $9 \text{ m}^2$  につき 1 個以上のヘッドを防護対象物の全ての表面又は床面がいずれかのフォームヘッドの有効射程内にあるように設けること。
- 二 防護対象物の表面積  $1 \text{ m}^2$  当たりの放射量が  $6.5\ell$  毎分以上の割合で計算した量の泡水溶液を標準放射量(当該泡消火設備のヘッドの設計圧力により放射し、又は放出する消火剤の放射量をいう。以下同じ。)で放射することができるように設けること。
- 三 放射区域(1 の一斉開放により同時に放射する区域をいう。以下同じ。)は、 $100 \text{ m}^2$ (防護対象物の表面積が  $100 \text{ m}^2$  未満であるときは、当該表面積)以上とすること。

(固定式の泡モニターノズル方式の基準)

第 12 条 固定式の泡消火設備のうち泡モニターノズル方式のものは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 泡モニターノズルは、屋外の工作物及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う危険物を防護対象物とし、当該防護対象物を当該泡モニターノズルの有効射程内に包含できるように設けること。
- 二 泡モニターノズルは、消火活動上支障がない位置において起動及び操作ができる場所に設けること。
- 三 泡モニターノズルは、当該防護対象物を有効射程内に包含できるように設置している全てのノズルを同時に使用した場合に、次に掲げる基準を満たすように設けること。

イ それぞれのノズルの先端における放射量が  $1,900\ell/\text{分}$  以上であること。

ロ  $30\text{m}$  以上の水平放射距離で有効に放射することができること。

四 岸壁又は棧橋その他これらに類する場所に設置されている屋外貯蔵タンク又は移送取扱所のポンプ設備、注入口及び払出口(以下「ポンプ設備等」という。)に泡モニターノズルを設ける場合にあっては、2 個以上の泡モニターノズルを、当

該場所の先端からの水平距離が 15m 以内の水面を包含し、かつ、当該防護対象物の各部分からの水平距離が 30m 以下となるように設けること。

### 第 3 章 移動式の泡消火設備の基準

(屋内に設ける移動式の泡消火設備の基準)

第 1 3 条 屋内に設ける移動式の泡消火設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 移動式の泡消火設備は、いずれの階においても、当該階の全て(当該階の設置個数が 4 個を超えるときは、4 個)の泡消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、放射量が 200ℓ/分以上であること。
  - 二 移動式の泡消火設備は、火災のとき煙が充満するおそれがなく容易に接近することができ、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。
  - 三 泡消火栓の開閉弁及びホース接続口は、床面からの高さが 1.5m 以下の位置に設けること。
  - 四 泡消火設備の開閉弁及び泡放射用器具を格納する箱(以下「泡消火栓箱」という。)は、不燃材料で造られたものを用いるとともに、点検に便利な場所に設けること。
  - 五 移動式の泡消火設備の設置の標示は、次に定めるところによること。
- イ 泡消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。
- ロ 泡消火栓箱の上部に、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(屋外に設ける移動式の泡消火設備の基準)

第 1 4 条 屋外に設ける移動式の泡消火設備は、前条第 2 号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 移動式の泡消火設備は、4 個の泡消火栓(設置個数が 4 個未満のときは、その個数)を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、放射量が 400ℓ/分以上であること。
  - 二 泡消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが 1.5m 以下の位置に設けること。
  - 三 泡消火栓箱は、不燃材料で造られたものを用いるとともに、当該泡消火栓に至る歩行距離が 5m 以下の場所に設けること。
  - 四 移動式の泡消火設備の設置の標示は、次に定めるところによること。
- イ 泡消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。ただし、開閉弁及びホース接続口を泡消火栓箱の内部に設けるものにあつては、その表面に「ホース格納箱」の表示に代えて、「消火栓」と表示することができること。
- ロ 泡消火栓箱には、その直近の見やすい場所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

### 第 4 章 水源の基準

(水源の水量)

第 1 5 条 水源の水量は、次の各号に定める量の泡消火溶液を作るために必要な量以上の量とする。

- 一 固定式泡放出口方式の泡消火設備の泡消火溶液の量は、次のイ及びロに定める量を合計した量
- イ 第 2 条各項に規定する泡放出口から放出する泡消火溶液の量は、危険物の区分及び泡放出口の類型に応じて別表第 2 の中欄及び別表第 3 の中欄に掲げる数値に、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面積が最も大きいタンクの液表面積を乗じて得た数量の泡消火溶液を放出することができる量
- ロ 補助泡消火栓から放射する泡消火溶液の量は、400ℓ/分の放射量で 20 分間放射することができる量
- 二 第 1 1 条に規定するフォームヘッド方式の泡消火設備の泡消火溶液の量は、フォームヘッドの設置個数が最も多い放射区域に設けられた全てのフォームヘッドを同時に使用した場合に、標準放射量で 10 分間放射することができる量
  - 三 第 1 2 条に規定する泡モニターノズル方式の泡消火設備の泡消火溶液の量は、全てのノズルを同時に使用した場合に、1,900ℓ/分の放射量で 30 分間放射することができる量
  - 四 第 1 3 条及び前条に規定する移動式の泡消火設備の泡消火溶液の量は、4 個のノズル(設置個数が 4 個未満のときは、その個数)を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、屋内に設ける場合にあつては 200ℓ/分、屋外に設ける場合にあつては 400ℓ/分の放射量で、それぞれ 30 分間放射することができる量

五 前各号に掲げる泡消火溶液の量のほか、配管内を満たすに要する泡消火溶液の量

### 第 5 章 泡消火薬剤の基準

(泡消火薬剤の貯蔵量)

第 1 6 条 泡消火薬剤の貯蔵量は、前条に定める泡消火溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量となるようにしなければならない。

(泡消火薬剤の種類)

第 1 7 条 第四類の危険物(水に溶けないものに限る。)に用いる泡消火薬剤は、固定式泡放出口方式(Ⅲ型の泡放出口を有するものを除く。)の泡消火設備及び補助泡消火栓、フォームヘッド方式の泡消火設備、泡モニターノズル方式の泡消火設備又は移動式の泡消火設備にあつては、たん白泡消火薬剤(泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和 50 年自治省令第 26 号。以下「規格省令」という。))第 2 条第 2 号に規定するたん白泡消火薬剤に適合するものをいう。以下同じ。)又は水成膜泡消火薬剤(規格省令第 2 条第 4 号に規定する水成膜泡消火薬剤に適合するものをいう。以下同じ。)とする。

2 第四類の危険物(水に溶けないものに限る。)に用いる泡消火薬剤は、固定式泡放出口方式(Ⅲ型の泡放出口を有するものに限る。)の泡消火設備及び補助泡消火栓にあつては、たん白泡消火薬剤であるふっ素たん白泡消火薬剤又は水成膜泡消火薬剤とする。

3 第四類の危険物(水に溶けないもの以外のものに限る。)のうち別表第四に掲げるものに用いる泡消火薬剤は、水溶性液体用泡消火薬剤であって、別表第六に定める試験において消火性能を確認したものとす。

4 第四類の危険物(水に溶けないもの以外のものに限る。)のうち別表第4に掲げるもの以外のものに用いる泡消火薬剤は、水溶性液体用泡消火薬剤であって、別表第5に定める試験において消火性能を確認したものとす。

## 第6章 パッケージ型固定泡消火設備の基準

### (パッケージ型固定泡消火設備の基準)

第18条 パッケージ型固定泡消火設備(危険物規制令第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において設置し、人が起動装置を操作することにより、自動的に泡水溶液を圧力により泡放出口から放出して消火を行う固定した消火設備であって、泡放出口、泡消火薬剤等貯蔵容器(泡消火薬剤及び泡消火薬剤と混合するための水、又は泡水溶液を貯蔵する容器をいう。以下同じ。)、起動装置等により構成されるものをいう。以下同じ。)は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 パッケージ型固定泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところにより設けなければならないこと。
  - イ 泡放出口の方式は、水平放出方式(固定給油設備の基礎台の側面に設けた泡放出口から水平に放出する方法をいう。以下同じ。)又は下方放出方式(上屋等から下向きに設けた泡放出口から下方に放出する方法をいう。以下同じ。)とすること。
  - ロ 水平放出方式にあつては2個、下方放出方式にあつては4個の泡放出口を、それぞれその放射能力範囲が固定給油設備の周囲の地盤面等に表示された1の自動車等の停止位置を包含するように設置すること。
  - ハ 泡放出口は、消火に有効な膨張比(発生した泡の体積を泡を発生するために要する泡水溶液の体積で除した値をいう。)の泡を放出するものであること。
  - ニ 下方放出方式の泡放出口は、1の自動車等の停止位置の相対する長辺に2個ずつ設置し、それぞれの辺ごとに放出することができること。
- 二 放出量は、1の泡放出口ごとに、水平放出方式にあつては7.40/分以上、下方放出方式にあつては22.20/分以上とすること。
- 2 パッケージ型固定泡消火設備の水源の水量は、次の各号に定める量を合計した量の泡水溶液を作るために必要な量以上の量とする。
- 一 前項第2号に定める放出量で10分間放射することができる泡水溶液の量
  - 二 配管内を満たすに要する泡水溶液の量
  - 三 泡消火薬剤の貯蔵量は、前項に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とする。
  - 四 パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、水成膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤(消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第28号)第1条の2並びに第4条第1項及び第3項の規定に適合するものをいう。以下同じ。)とするほか、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、別表第7に定める試験において消火性能を確認したものであること。
  - 二 泡水溶液の状態で貯蔵する場合にあつては、当該泡水溶液の性状を維持すること。
- 5 パッケージ型固定泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。
- 一 泡消火薬剤混合装置を設ける場合には、2個の泡放出口から泡水溶液を第1項第2号に定める放出量で同時に放出するために必要な量以上の量の泡水溶液を生成できるものとすること。
  - 二 泡消火薬剤等貯蔵容器は、次に定めるところによること。
- イ 加圧式又は蓄圧式の泡消火薬剤等貯蔵容器は、次に定めるところにより設けること。
    - (1) 泡消火薬剤等貯蔵容器の内面及び外面には適切な防食処理を施すこと。ただし、耐食性のある材料を用いたものにあつては、この限りでないこと。
    - (2) 最高使用圧力の1.5倍以上の圧力に耐えるものであること。
  - ロ 加圧式又は蓄圧式以外の泡消火薬剤等貯蔵容器にあつては、イ(1)の規定の例によるほか、使用条件に応じた必要な強度を有すること。
  - ハ 泡消火薬剤等貯蔵容器は、次に掲げる全ての要件を満たす場所に備え付けること。
    - (1) 火災のとき延焼するおそれが少ない場所であること。
    - (2) 温度変化が少なく、温度が四十度を超えるおそれがない場所であること。
    - (3) 直射日光又は雨水にさらされるおそれが少ない場所であること。
  - ニ 泡消火薬剤等貯蔵容器(筐体に収納する場合は当該筐体を含む。)は、地震等のときに移動又は転倒しないように堅固に固定すること。
- 三 放出弁は、次に定めるところによること。
    - イ 最高使用圧力の1.5倍以上の圧力に耐えるものであること。
    - ロ 弁箱は、日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。)H3250、H5120、H5121若しくはG3201に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材質を用いたものであること。
  - ハ 常時閉止状態にあり、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるものであつて、かつ、手動によつても容易に開放できるもの(開放装置を手動により操作するものを含む。)であること。
  - ニ 加圧式の泡消火薬剤等貯蔵容器に用いる放出弁は、定圧作動装置と連動して開放できるものであること。
  - ホ 泡消火薬剤等貯蔵容器の放出口に取り付けられ、かつ、当該放出口に確実に接続されていること。

- 四 選択弁は、前号イからハまでの規定の例によるほか、放出弁を兼ねる場合にあっては、定圧作動装置と連動して開放できるものであること。
- 五 起動装置は、手動式の起動装置とし、施行規則第18条第4項第10号ロ(イ)、(ロ)及び(ニ)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。
- イ 危険物規則第28条の2の5第6号に規定する制御卓に設置すること。
- ロ 2系統以上の泡放出口を切り替えて使用する場合にあっては、それぞれの泡放出口が対象とする顧客用固定給油設備を分かりやすく表示すること。
- ハ 起動後においても泡放出口の切替えができ、かつ、切替えの操作から泡が放出されるまでの時間が30秒以内であること。
- ニ 起動装置の直近に、当該装置がパッケージ型固定泡消火設備の起動装置であること並びに当該装置の取扱い方法及び保安上の注意事項その他必要な事項を表示すること。
- ホ 泡消火設備の作動を知らせる自動式の装置を設けること。
- ヘ 起動用ガス容器を用いる場合にあっては、施行規則第21条第4項第13号の規定の例によること。
- 六 加圧用ガス容器を用いる場合には、次に定めるところによること。
- イ 窒素ガスが充填されたものであること。
- ロ 加圧用ガスの量は、泡水溶液を2個の排出口から第1項第2号に定める放出量で十分間放出することができる量以上の量であること。
- ハ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの直近に設置され、かつ、当該タンクに確実に接続されていること。
- 七 加圧送液装置を用いる場合には、施行規則第18条第4項第9号の規定の例によること。この場合において、同号中「加圧送水装置」とあるのは、「加圧送液装置」とする。
- 八 電源回路は、専用回路とすること。

#### 第7章 雑則

(泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)

- 第19条 泡消火設備(パッケージ型固定泡消火設備を除く。以下この条において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第18条第4項第6号及び第7号、同項第8号(同号において準ずることとされる施行規則第12条第1項第6号のうちニ)及びホ(ロ)を除く。)、施行規則第18条第4項第9号、同項第10号(イのただし書を除く。))並びに同項第16号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、固定式の泡消火設備(縦置きタンクにあっては、固定式泡放出口方式のもので補助泡消火栓及び連結送液口を附置するものに限る。)を設けること。
- 二 危険物規則第33条第1項第1号に掲げる製造所等のタンクで、引火点が21度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものに泡消火設備を設ける場合にあっては、その放射能力範囲が、当該タンクのポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等に接続する配管の内径が200mmを超えるものにあっては、移動式の泡消火設備を設けてはならないこと。
- 三 加圧送液装置は、次に掲げる要件のいずれかを満たすように設置すること。
- イ 加圧送液装置の起動後5分以内に泡消火設備に係る泡消火薬剤混合装置を経て有効な泡水溶液を泡放出口、補助泡消火栓、フォームヘッド及び泡モニターノズル(以下「泡放出口等」という。)へ送液できるものとする。
- ロ 加圧送液装置から泡放出口等までの水平距離が500m以下であること。
- 四 予備動力源は、自家発電設備、蓄電池設備又は内燃機関とし、次に定めるところによること。
- イ 自家発電設備及び蓄電池設備は、施行規則第十二条第一項第四号ロ(イを除く。)及びハ(ハにおいて規定の例によるもの)とされるロ(イを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 自家発電設備及び蓄電池設備の容量は、泡消火設備を有効に第15条各号(第5号を除く。)に掲げる放射時間の1.5倍以上の時間作動できるものであること。
- (2) 自家発電設備及び蓄電池設備に設ける配線は、施行規則第12条第1項第4号ホの規定の例によること。
- ロ 内燃機関は、常用電源が停電したときに速やかに作動し、泡消火設備を有効に第15条各号(第5号を除く。)に掲げる放射時間の1.5倍以上の時間作動させることができること。

#### 附則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に新たに製造所等に設けられる泡消火設備について適用する。
- 別表第1(第4条第1号、第4号及び第5号関係)
- 別表第2(第4条第4号、第10条及び第15条第1号関係)
- 別表第3(第4条第5号及び第15条第1号関係)
- 別表第4(第4条第5号並びに第17条第3項及び第4項関係)
- 別表第5(第4条第5号及び第17条第4項関係)
- 別表第6(第17条第3項関係)
- 別表第7(第18条第4項第1号関係)



# 【泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令】

(昭和50年12月9日自治省令第26号)  
最終改正：平成20年3月31日総務省令第44号

消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第2項の規定に基づき、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この省令は、泡消火薬剤（水溶性液体用泡消火薬剤を除く。以下同じ。）の技術上の規格を定めるものとする。

(定義)

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 泡消火薬剤 基剤に泡安定剤その他の薬剤を添加した液状のもので、水（海水を含む。以下第六号において同じ。）と一定の濃度に混合し、空気又は不活性気体を機械的に混入し、泡を発生させ、消火に使用する薬剤をいう。
- 二 たん白泡消火薬剤 たん白質を加水分解したものを基剤とする泡消火薬剤をいう。
- 三 合成界面活性剤泡消火薬剤 合成界面活性剤を基剤とする泡消火薬剤（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- 四 水成膜泡消火薬剤 合成界面活性剤を基剤とする泡消火薬剤で、油面上に水成膜を生成するものをいう。
- 五 大容量泡放水砲用泡消火薬剤 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）第14条第5項に規定する大容量泡放水砲用泡消火薬剤である泡消火薬剤をいう。
- 六 泡水溶液 泡消火薬剤に水を加え、3パーセント型にあっては3容量パーセント、6パーセント型にあっては6容量パーセントの濃度にした水溶液をいう。ただし、大容量泡放水砲用泡消火薬剤にあっては、設計された容量パーセントの濃度にした水溶液をいう。
- 七 変質試験後の泡消火薬剤 泡消火薬剤を温度65度に216時間保った後に室温にもどし、かつ、温度零下18度に24時間保った後に室温にもどす試験を行った後の泡消火薬剤をいう。
- 八 変質試験後の泡水溶液 変質試験後の泡消火薬剤に係る泡水溶液をいう。

(性状)

第3条 泡消火薬剤の性状は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 均質であること。
- 二 変質防止のための有効な措置が講じられていること。
- 三 発生した泡は、石油類その他の可燃性液体の表面を流動展開し、かつ、木材その他の固体の表面に付着するものであること。
- 四 著しい毒性又は損傷性を有しないものであること。

(使用温度範囲)

第4条 泡消火薬剤は、零下5度以上30度以下（耐寒用泡消火薬剤にあっては零下10度以上30度以下、超耐寒用泡消火薬剤にあっては零下20度以上30度以下）の温度範囲（以下「使用温度範囲」という。）で使用した場合において、消火の機能を有効に発揮することができるものでなければならない。

## 第2章 泡消火薬剤

(比重)

第5条 泡消火薬剤（大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。以下この章において同じ。）の比重は、JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Z8804に定める液体比重測定方法により、温度20度の泡消火薬剤をJISB7525に適合する比重浮ひょうを用いて測定した場合において、次の表の上欄に掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でなければならない。

泡消火薬剤の種別	比重の範囲
たん白泡消火薬剤	1.10以上1.20以下
合成界面活性剤泡消火薬剤	0.90以上1.20以下
水成膜泡消火薬剤	1.00以上1.15以下

(粘度)

第6条 泡消火薬剤の粘度は、JISK2283に定める石油製品動粘度試験方法により使用温度範囲で測定した場合において、200センチストークス（たん白泡消火薬剤にあっては、400センチストークス）以下でなければならない。

(流動点)

第7条 泡消火薬剤の流動点は、JISK2269に定める石油製品流動点試験方法により測定した場合において、温度零下7.5度（耐寒用泡消火薬剤にあっては零下12.5度、超耐寒用泡消火薬剤にあっては零下22.5度）以下でなければならない。

(水素イオン濃度)

第8条 泡消火薬剤の水素イオン濃度は、温度20度の泡消火薬剤をJISZ8802に定めるPH測定方法により測定

した場合において、次の表の上欄に掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でなければならない。

泡消火薬剤の種別	水素イオン濃度の範囲
たん白泡消火薬剤	6.0以上7.5以下
合成界面活性剤泡消火薬剤	6.5以上8.5以下
水成膜泡消火薬剤	6.0以上8.5以下

(沈澱量)

第9条 泡消火薬剤の沈澱量は、温度20度の泡消火薬剤をJIS K 2503に定める航空潤滑油試験方法により沈澱用ナフサを添加せずに測定した場合において、0.1容量パーセント以下でなければならない。

2 前項の測定後の泡消火薬剤の上澄み液に係る泡水溶液の沈澱量は、前項の規定の例により測定した場合において、0.05容量パーセント（合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては、0.2容量パーセント）以下であり、かつ、白濁又は浮遊する生成物は、JIS G 3555に規定するステンレス鋼線平織金網80メツシュを容易に通過するものでなければならない。

3 変質試験後の泡消火薬剤の沈澱量は、第一項の規定の例により測定した場合において、0.2容量パーセント以下でなければならない。

(引火点)

第10条 泡消火薬剤の引火点は、JIS K 226513に定めるペンスキーマルテンス密閉法により測定した場合において、温度60度以上でなければならない。

(鋼等の腐食による質量損失)

第11条 鋼、黄銅及びアルミニウム（以下この条において「鋼等」という。）を温度38度の泡消火薬剤の中に21日間放置した場合において、鋼等の質量損失は、それぞれ、1日につき20平方センチメートル当り3ミリグラム以下でなければならない。

(発泡性能)

第12条 温度20度の泡水溶液を（大容量泡放水砲用泡消火薬剤の泡水溶液を除く。以下この章において同じ。）水圧力0.69メガパスカル、放水量10リットル毎分で別図第1に示す標準発泡ノズルを用いて発泡させた場合において、泡の膨脹率（泡水溶液の容量と発生する泡の容量との比をいう。以下次項において同じ。）は6倍（水成膜泡消火薬剤にあつては、5倍）以上であり、かつ、発泡前の泡水溶液の容量の25パーセントの泡水溶液が泡から還元するために要する時間は1分以上でなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

2 温度20度の泡水溶液（合成界面活性剤泡消火薬剤に係るものに限る。以下この項において同じ。）を水圧力0.1メガパスカル、放水量6リットル毎分、風量13立方メートル毎分で別図第2に示す標準発泡装置を用いて発泡させた場合において、泡の膨脹率は500倍以上であり、かつ、発泡前の泡水溶液の容量の25パーセントの泡水溶液が泡から還元するために要する時間は3分以上でなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

(消火性能)

第13条 泡消火薬剤の消火性能は、320リットルの水及び200リットルのガソリンを入れた別図第3に示すB火災模型（低発泡用）に点火し、点火1分後に温度20度の泡水溶液を前条第1項の規定の例により5分間（合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては、8分間）連続して発泡させた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

一 消火に要する時間は5分以内であること。

二 発泡終了後15分間（合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては、12分間）別図第4に示す点火器を用いて泡面に炎を近づけても再燃しないものであること。

三 発泡を終了してから15分後（合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては、12分後）泡面の中央部に油面を1辺15センチメートルの正方形となるように露出させ、点火し、5分間燃焼させた場合において、油面の燃焼面積は、900平方センチメートル以下であること。

2 合成界面活性剤泡消火薬剤の消火性能は、前項の規定によるほか、温度20度の泡水溶液を前条第2項の規定の例により発泡させた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

一 128リットルの水及び80リットルのガソリンを入れた別図第5に示すB火災模型（高発泡用）に点火し、点火30秒後に2分30秒間連続して発泡させた場合において、消火に要する時間は3分以内であること。

二 別図第6に示すA火災模型（高発泡用）に点火し、点火1分30秒後に5分間連続して発泡させた場合において、残炎が認められず、かつ、発泡終了後10分以内に再燃しないものであること。

(拡散係数)

第14条 泡水溶液（水成膜泡消火薬剤に係るものに限る。以下本条において同じ。）の拡散係数は、温度20度の泡水溶液をJIS K 8464に適合するシクロヘキサンを用いてJIS K 2241に定める切削剤試験方法により測定した場合において、3.5以上でなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

(容器)

第15条 泡消火薬剤の容器は、次の各号の一に該当するもの又はこれらと同等以上の耐食性、耐撃性等を有するものでなければならない。

- 一 J I S Z 1 6 0 1 に適合する鋼製タイトヘッドドラム
- 二 J I S Z 1 6 2 0 に適合する鋼製ペール
- 三 J I S Z 1 7 0 6 に適合するポリエチレンかん

(表示)

第 1 6 条 泡消火薬剤の容器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 種別
- 二 型式
- 三 泡消火薬剤の容量
- 四 使用温度範囲
- 五 取扱い上の注意事項
- 六 製造年月
- 七 製造番号
- 八 製造者名又は商標
- 九 型式番号

### 第 3 章 大容量泡放水砲用泡消火薬剤

(比重)

第 1 7 条 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の比重は、第 5 条に定める方法により測定した場合又は J I S K 0 0 6 1 に定める比重瓶法により温度 2 0 度の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をハーバード型比重瓶を用いて測定した場合において、同条の表の上欄に掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でなければならない。

(粘度)

第 1 8 条 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の粘度は、第 6 条に定める方法又は J I S Z 8 8 0 3 に定める単一円筒形回転粘度計による粘度測定方法により使用温度範囲で測定した場合において、設計された粘度以下でなければならない。

(発泡性能)

第 1 9 条 温度 2 0 度の大容量泡放水砲用泡消火薬剤の泡水溶液(以下この条及び次条において単に「泡水溶液」という。)を水圧力 0. 7 メガパスカル、放水量 1 0 リットル毎分で床面から高さ 1. 0 7 5 メートルの位置に水平に固定された別図第 7 に示す大容量泡放水砲用発泡ノズルを用いて発泡させ、泡が自然落下する地点に設置した別図第 8 に示す泡コレクターを介して、別図第 9 に示す泡コンテナに泡を受けた場合において、泡の膨脹率(泡水溶液の容量と発生する泡の容量との比をいう。)は 6 倍(大容量泡放水砲用水成膜泡消火薬剤にあつては 5 倍)以上 1 0 倍未満であり、かつ、発泡前の泡水溶液の容量の 2 5 パーセントの泡水溶液が泡から還元するために要する時間は 2 分以上でなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

(消火性能)

第 2 0 条 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の消火性能は、2 0 0 リットルのノルマルヘプタンを入れた別図第 1 0 に示す B 火災模型(大容量泡放水砲用)に点火し、点火 1 分後に温度 2 0 度の泡水溶液を前条の規定の例により当該模型の燃焼面中央付近に 3 分間連続して発泡させた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

- 一 消火に要する時間は 4 分以内であること。
- 二 発泡を終了してから 1 5 分後に 1 リットルのノルマルヘプタンを入れた別図第 1 1 に示す耐火性試験用ポットを、その上縁が泡面と同じ高さになるように泡面の中央部に置いて点火し、5 分間燃焼させた場合において、再燃しないものであること。
- 三 発泡を終了してから 2 0 分後に別図第 4 に示す点火器を用いて泡面に炎を近づけても再燃しないものであること。

(表示)

第 2 1 条 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 種別
- 二 型式
- 三 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容量
- 四 使用温度範囲
- 五 取扱い上の注意事項
- 六 製造年月
- 七 製造番号
- 八 製造者名又は商標
- 九 型式番号
- 十 大容量泡放水砲用泡消火薬剤である旨

(準用)

第 2 2 条 第 7 条から第 1 1 条まで、第 1 4 条及び第 1 5 条の規定は大容量泡放水砲用泡消火薬剤について準用する。

### 第 4 章 雑則

(基準の特例)

第 2 3 条 新たな技術開発に係る泡消火薬剤について、その成分及び性能から判断して、この省令の規定に適合するもの

と同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附 則

この省令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月22日自治省令第29号）

この省令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月18日自治省令第7号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月28日自治省令第37号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請をしている消火器、消火薬剤、閉鎖型スプリンクラーヘッド、消防用ホース、一斉開放弁、泡消火薬剤、感知器及び発信機、流水検知装置、差込式結合金具並びにねじ式結合金具に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、第1条の規定による改正後の消火器の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火薬剤に係る型式承認及び第1項の規格により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火薬剤に係る型式承認は、第2条の規定による改正後の消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規定による型式承認とみなす。

4 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、第3条の規定による改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

5 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消防用ホースに係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消防用ホースに係る型式承認は、第4条の規定による改正後の消防用ホースの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

6 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている一斉開放弁に係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた一斉開放弁に係る型式承認は、第5条の規定による改正後の一斉開放弁の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

7 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている泡消火薬剤に係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた泡消火薬剤に係る型式承認は、第6条の規定による改正後の泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

8 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機に係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器及び発信機に係る型式承認は、第7条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

9 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている流水検知装置に係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた流水検知装置に係る型式承認は、第8条の規定による改正後の流水検知装置の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

10 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている差込式結合金具に係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた差込式結合金具に係る型式承認は、第11条の規定による改正後の消防用ホースに使用する差込式結合金具の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

11 この省令の施行の際、現に型式承認を受けているねじ式結合金具に係る型式承認及び第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けたねじ式結合金具に係る型式承認は、第12条の規定による改正後の消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

12 この省令の施行の日前に消防法（昭和23年法律第186号）第21条の16の4第1項の規定により自治大臣に届出を行った動力消防ポンプについては、第9条による改正後の動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格に適合する動力消防ポンプとみなす。

13 この省令の施行の日前に消防法第21条の16の4第1項の規定により自治大臣に届出を行った消防用吸管については、第10条による改正後の消防用吸管の技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用吸管とみなす。

附 則（平成12年9月14日自治省令第4号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

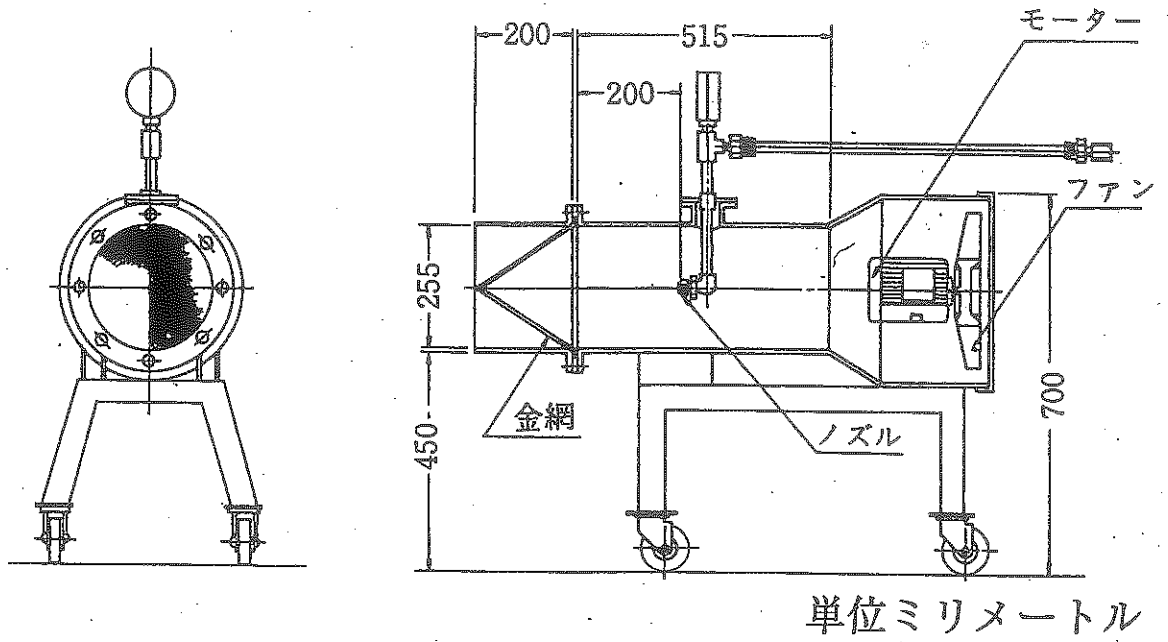
附 則 （平成17年11月10日総務省令第151号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月31日総務省令第44号）

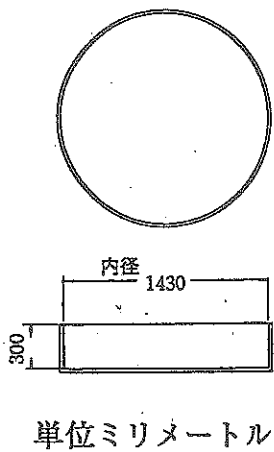
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している泡消火薬剤に係る試験については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている泡消火薬剤及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた泡消火薬剤に係る型式承認は、改正後の泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

- 別図第1 標準発泡ノズル （第12条関係）
- 別図第2 標準発泡装置 （第12条関係）
- 別図第3 B火災模型（低発泡用） （第13条関係）
- 別図第4 点火器 （第13条及び第20条関係）
- 別図第5 B火災模型（高発泡用） （第13条関係）
- 別図第6 A火災模型（高発泡用） （第13条関係）
- 別図第7 大容量泡放水発砲ノズル （第19条関係）
- 別図第8 泡コレクター （第19条関係）
- 別図第9 泡コンテナ （第19条関係）
- 別図第10 B火災模型（大容量泡放水発砲用） （第20条関係）
- 別図第11 耐火性試験用ポット （第20条関係）

別図第2 標準発泡装置 (第12条関係)



別図第5 B火災模型 (高発泡用) (第13条関係)



別図第6 A火災模型 (高発泡用) (第13条関係)

